医療ガス設備保守点検業務委託契約書（案）

委託者　新潟県立十日町病院（以下「甲」と言う。）と　　（以下「乙」と言う。）とは、新潟県立十日町病院医療ガス設備の保守点検業務について、次の条項により委託契約を締結する。

（目的）

第１条　甲は、次に掲げる業務（以下「業務」と言う。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

⑴　業務の名称

新潟県立十日町病院医療ガス設備保守点検業務

⑵　業務の内容

別紙医療ガス設備保守点検業務委託仕様書（以下「仕様書」と言う。）のとおり

⑶　実施場所

新潟県立十日町病院

（実施方法）

第２条　乙は、業務をこの契約及び仕様書に基づき誠実に実施しなければならない。

（委託期間）

第３条　業務の委託期間は令和８年４月１日から令和９年３月 31 日までとする。

（委託料）

第４条　業務の委託料の額は次のとおりとする。

年額　金　　円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　金　　円）

（権利の譲渡等の禁止）

第５条　乙は、この契約にかかわる権利または義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。ただし、予め甲の書面による承諾を受けたときは、この限りではない。

（再委託の制限）

第６条　乙は、業務を第三者に再委託してはならない。ただし、予め甲の書面による承諾を受けたときは、この限りではない。

（業務代理人）

第７条　乙は、業務の実施に関し、その運営・管理をつかさどる業務代理人を定めること。業務代理人は、高圧ガス保安法に規定された取扱主任者または、財団法人医療機器センターが主催する医療ガス保安管理者講習を終了したもので、医療ガス保安の実務に５年以上従事している者であること。

（業務員の労務管理）

第８条　乙は業務員の服務、規律維持等に関して一切の責めを負うものとする。

２．乙は契約の履行については、必要な業務員を確保し、業務に支障を来さないようにするとともに、業務員の労務管理及び衛生管理については、十分な注意を払わねばならない。

（機密の保持）

第９条　乙又は、乙の業務員は、業務上知り得た機密を他に漏らしてはならない。

（実施調査等）

第 10 条　甲は、必要があると認めたときは、業務の実施状況について随時実施に調査し、乙に対して所要の報告若しくは、資料の提出を求め必要な指示をすることができる。

（損害の負担）

第 11 条　業務の実施について生じた損害は、乙の負担とする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、この限りではない。

２．乙は、業務の実施にあたり第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき理由による場合は、この限りではない。

（成果報告書の提出）

第 12 条　乙は業務の実施を完了したときは、仕様書に基づき遅滞なく業務の成果に関する報告書（以下「成果報告書」と言う。）を甲に提出しばければならない。

（検査）

第 13 条　甲は、成果報告書を受理したときは、業務の成果について検査を行うものとする。

２．乙は業務の成果が前項の検査に合格しなかったときは、甲の指定する期間内にその指示に従い、これを補正しなければならない。この場合においては、前条項の定めを準用する。

３．第１甲（前項後段において準用する場合を含む。）の検査（以下「検査」と言う。）及び前項の補正に関する費用は、全て乙の負担とする。

（委託料の支払い）

第 14 条　乙は、前条の定めによる検査に合格したときは、委託料の支払請求書を甲に提出することができる。

２．甲は前項の定めにより乙の提出する適正な支払請求書を受理したときは、その日から換算して 30 日以内に委託料を乙に支払うものとする。

（契約内容の変更）

第 15 条　契約期間中において、天変地異その他の不足の事件に基づく経済情勢の激変等により、契約内容が著しく不適当であると認められるに至ったとき、又は設備の変更等により業務内容が著しく変化したときは、その実情に応じ、甲又は乙は、相手方と協議の上、委託料その他契約内容を変更することができる。

（契約の解除）

第 16 条　甲は、乙が次の各号の一に該当する事由が生じたときは、この契約を解除することができる。

⑴　乙がこの契約に違反したとき、又は契約の履行が不完全だと甲が認めたとき。

⑵　乙が故意に又は、重大な過失により甲に損害を与えたとき。

⑶　乙が、正当な理由が無いのに、甲に損害を与えたとき。

⑷　乙の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」と言う。）であると認められるとき。

⑸　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

⑹　乙の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って。暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。

⑺　乙の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持または運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

⑻　乙の役員と言うが暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるとき。

⑼　下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が前⑷号から⑻号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

⑽　乙が前⑷号から⑻号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

２．乙は、前項の定めによる契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その保証を請求することができないものとする。

（損害賠償）

第 17 条　乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償金として甲に支払わなければならない。

（費用の負担）

第 18 条　この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

（疑義の決定）

第 19 条　この契約について疑義が生じた場合、又はこの契約に定めのない事項については甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため本書２通を作成し、甲乙記名捺印の上、各自１通を保有する。

令和　年　月　日

甲　新潟県十日町市高田町三丁目南 32 番地９
新潟県立十日町病院
院長　　清　﨑　　浩　一　　印

乙